

【パブリックコメントの結果について】

- 1 募集期間 平成 29 年 12 月 20 日（水）～平成 30 年 1 月 19 日（金）
- 2 提出件数 4 件（1 人）
- 3 意見の取扱い
  - A：修正（計画案を加筆・修正し計画に反映させるご意見）・・・0 件
  - B：記載済（計画案に趣旨や考え方がすでに記載されているご意見）・・・1 件
  - C：参考（今後の高齢者保健福祉に関して、参考とさせていただくご意見）・・・1 件
  - D：回答（質問、意見に答えるもの）・・・2 件

計画（素案）の項目等	意見等	意見の取扱い	意見に対する考え方の要旨
第 4 章 基本目標 2 高齢者を地域で支える仕組みづくり（地域包括ケアシステムの構築） 【58 ページ】	総論に記載されているキーワード（地域特性、社会資源、住民主体、地域づくり、地域共生社会）は厚生労働省の資料そのままに感じられます。	D	介護保険法に基づき、介護保険事業計画を定めるため、国・県から提示された基本指針に即して策定することとなります。国・県の基本的な考え方を踏まえながら、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を進めます。
第 4 章 基本目標 2 高齢者を地域で支える仕組みづくり（地域包括ケアシステムの構築）	これまで地域包括支援センターでアウトリーチ（積極的支援）はできていましたか。地域包括支援センターやランチの機能が不十分なため業務委託するのですか。	B	身近な地域で相談を受け付けられるよう、サブセンターやランチ、認知症相談センターを設置して体制整備を進めてきましたが、地域で生活しづらい課題を抱えながら自ら相談できない人等へのアウトリーチが十分とは言えません。したがって、地域包括支援センターの体制の再構築や認知症相談センターとの連携強化により、さ

<p>【60・61 ページ】</p>			<p>らに相談体制の整備と強化を図ります。</p> <p>地域包括支援センターが担う拡大した事業に十分対応していくために、機能強化とともに業務委託により役割分担を明確にし、効率的かつ効果的な運営を目指します。</p>
<p>第4章 基本目標2 高齢者を地域で支える仕組みづくり（地域包括ケアシステムの構築） 【61・62 ページ】</p>	<p>具体的な地域特性に応じたコミュニティソーシャルワークには、PDCA サイクルが必要です。全戸訪問によるニーズキャッチ、個別ケアからの積み上げ、地域課題の把握の具体策が示されていない。専門職のスーパービジョン（指導者から教育を受ける過程）が必要ではないでしょうか。</p>	<p>D</p>	<p>関係機関や民生委員・児童委員などとの連携やその他社会資源を活用した高齢者を見守る重層的なネットワークにより、支援の必要な高齢者等を早期に把握する仕組みづくりを目指しています。</p> <p>個別事例の検討を行う個別ケア会議を多くの専門職参加のもとで定期的に行い、その積み重ねから、地域課題の抽出や整理を行っています。また、生活支援体制整備事業の中でも地域課題の把握を行っているところで</p> <p>専門職の現任教育については、各種職能団体の研修や新任教育計画に基づく指導により取り組んでいます。</p>
<p>第4章 基本目標2 高齢者を地域で支える仕組みづくり（地域包括ケアシステムの構築） 【80 ページ】</p>	<p>問題を抱える本人・家族、専門職、行政職のそれぞれの役割分担があつてこそ連携です。</p> <p>国は終末期医療の指針の改正案において、ACP（患者の人生観や価値観も把握して、方針決定の参考にする）の考え方を示しています。</p>	<p>C</p>	<p>介護と医療双方のニーズを併せ持つ高齢者が今後さらに増加することが見込まれることから、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するために在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいます。住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、国の指針等必要な情報を多職種間で共有する機会を提供します。</p>

